

パブリックコメント実施概要

第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画（案）  
に対するパブリックコメントと市の考え方

令和6年2月14日（水）から3月5日（火）まで実施しました「第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画（案）」に対するパブリックコメントについて、18件（4人）の御意見を頂きましたので、市の考え方について公表いたします。

No	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	<p>【第1章 4 障がい者を取り巻く状況】</p> <p>P5 令和2年度から4年度にかけて、作業工賃がアップしているが、原因はどのようなものと考えられるか。</p>	<p>自主製品の新規開発や受注・販路拡大などに係る活動を支援する障がい者福祉活動サポート交付金の交付、単価交渉といった工賃アップにつながる取組が各事業所で行われていること、コロナ禍における巣ごもり需要による受託作業の増加、市役所や福祉センターで定期開催している虹のマルシェによる販売機会の増加などが要因と捉えています。</p>
2	<p>【第2章 三条市障がい者計画全体】</p> <p>P6～P14 全体的に、3年間で具体的には何をやるのか、最終年度である令和8年度にはどのような状況になっているのかわからず、最終年度が終わったときに、振り返ってみての評価もできないのではないか。（市民としても判断できないと思う）。</p> <p>3か年における指標たるべき内容にする必要があるのではないか。</p>	<p>本計画は、障害者基本法（第11条3項）に基づき、重点的に取り組む施策の基本指針として策定するものであり、指標の記載はありません。</p> <p>障がい福祉サービス等の指標につきましては、15ページ以降の三条市障がい福祉計画及び三条市障がい児計画において、国の計画策定指針で示されている各項目の成果目標を設定しております。</p>
3	<p>【第2章 2 施策の体系】</p> <p>P7 ともまち条例を踏まえた具体的な施策が見当たらない。</p> <p>施策分野に「差別解消・合理的配慮の提供」を大きな柱として位置</p>	<p>「差別解消・合理的配慮の提供」については、分野横断的に取り組むものと考えていることから、施策分野の項目立ては行わず、第2</p>

パブリックコメント実施概要

	付ける必要があったのではないか。	章（1計画の基本理念）にともまち条例の記述をしております。
4	<p>【第2章 2 施策の体系】</p> <p>P8ともまち条例は、合理的配慮の提供を義務化している。主な取組として、「合理的配慮の提供を進める取組」が必要だったのではないか。</p>	<p>「差別解消・合理的配慮の提供」については、分野横断的に取り組むものと考えていることから、施策分野の項目立ては行わず、第2章（1計画の基本理念）にともまち条例の記述をしております。</p>
5	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P9、P10 営利法人(株式会社)による相談支援事業所の誘致や特定の事業所に属さないフリーランスの相談員を積極的に活用した方が、より柔軟に対応できるのではないか。</p>	<p>御提案の内容は有効な方法であると考えます。開設を検討している法人等の情報を収集しながら、機会を逃さずに参入を働きかけてまいります。併せて、開設に当たり、行政として指定申請のために必要な手続きに関する説明等の支援を行ってまいります。</p>
6	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P9、P10 障がいを理由とする差別の禁止に触れられているが、差別の禁止は、相談の場面にとどまらないはずである。相談支援の場面に限らない、差別禁止に取り組む必要があると思う。</p>	<p>差別の禁止は、分野横断的に取り組むものと考えておりますが、障がいのある方にとって最も身近な相談支援の部門を重点的に取り組んでまいります。</p> <p>福祉分野以外の、医療、雇用、教育、公共交通、不動産等における差別に関する課題にも、優先順位を決めて取り組む必要があると考えております。</p>
7	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P10「虐待の早期発見・早期対応のための関係機関の連携強化」のために、どういう取組をするのか。また、計画の最終年度である令和8年度には、どのような連携状況になっていることを目指すのか。</p>	<p>本市における障がい者虐待については、警察からの通報に比べ、障がい福祉サービス提供者からの通報件数が少ない現状があります。そのため、計画期間中において、まずは障がい福祉サービス提供者を対象とした研修会を実施し、障がい者虐待についての啓発活動を行</p>

パブリックコメント実施概要

		<p>うとともに、通報窓口の周知を行い、早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <p>令和8年度には重層的相談支援体制のネットワークを活用しながら関係者と円滑に協議できる体制となることを目指します。</p>
8	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P10「中核機関と連携した成年後見制度等の利用促進に向けた取組の実施」とは具体的にはどういう取組をするのか。また、最終年度である令和8年度にはどういう状況になっていることを目指すのか。</p>	<p>令和8年度までに国が示す中核機関が担うべき役割を果たすことができる体制の整備を進めてまいります。</p> <p>また、中核機関と連携しながら、成年後見制度の周知や支援者への研修、制度の担い手の育成などに取り組みます。</p>
9	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P12 就労支援に当たっては、企業経営者、従業員にとって、障がい者への理解が不可欠であると思われるが、「ツナガルカンパニー」の取組には、全く触れられていない。今後の具体的活動について、どのように考えているのか。</p>	<p>商工会議所等と連携しながら、ともまち条例の周知と合わせて、「ツナガルカンパニー」の認証件数の増加に努めていきたいと考えています。なお、三条市総合計画において「ツナガルカンパニー」認証件数の成果目標を設定しております。</p>
10	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P12「就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等との連携による就労定着の促進」とは具体的にどのようなことか。また、令和8年度にはどのような状況になっていることを目指すのか。</p>	<p>関係機関がそれぞれ実施する就労定着支援等を含めた地域資源について情報共有を行うなど、地域自立支援協議会での取組を通じて、関係機関の連携を図ります。</p> <p>令和8年度には、関係機関がそれぞれの支援内容を把握し、就労後の支援のみならず本人の特性に応じた就労先が選択でき定着できるよう円滑に連携できる体制を目指します。</p>
11	<p>【第2章 3 施策分野】</p>	

パブリックコメント実施概要

	<p>P12「障がいに対する偏見等を払拭するための周知啓発」とは具体的にどのような活動を考えているのか。</p> <p>なお、「障がい者就労の企業への理解の促進」の欄に記載がありますが、市民全体への周知啓発が必要と思われる。</p>	<p>企業向けには、ともまち条例のパンフレット、共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)のチラシ配布と合わせて、効果的なアプローチ方法を検討・実施してまいります。</p> <p>市民向けには、ともまち条例のパンフレット、出前講座、イベントを通じ、周知啓発に努めます。</p>
12	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P12 就労移行支援、就労継続支援ともに新しいビジネスモデル(商売)が必要である。メディアやコンテンツ配信(映像やインターネットラジオなど)、ブログ更新などを障がい者就労支援事業に積極的に活用した方がよい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後における取組の参考として就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所等と共有させていただきます。</p>
13	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P12「就労選択支援事業」について国と連携して、具体的な方針を示してほしい。</p>	<p>「就労選択支援」は障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもので、令和7年10月1日に施行されます。</p> <p>基本的に全国一律で運用されるもので、施行までの間に、国から方針を含めた詳細が示されるものと考えております。</p>
14	<p>【第2章 3 施策分野】</p> <p>P13 グレーゾーンの子どもへの支援体制は検討段階ではなく、幾多の取組があってしかるべきではないか。</p>	<p>現時点においても子どもの発育・子育て相談や子ども発達ルームにおける児童発達支援事業などグレーゾーンの子どもへの支援を実施しております。御指摘のとおり検討という表現を修正いたします。</p>
15	<p>【第2章 3 施策分野】</p>	<p>障がい児の健やかな育成においては、障がい児支援として児童発達</p>

パブリックコメント実施概要

	<p>P14 障がい児の育成のための施策が見当たらないため、施策の方向性に次の項目を追加した方が良いのではないか。 「障がいのある子どもの育成支援と家族の就労支援」</p>	<p>支援、放課後等デイサービス等の福祉サービスの提供体制の確保に努めるとともに、保護者に対し就労支援のつなぎを含めた相談支援を行ってまいります。</p>
16	<p>【第3章 2 計画期間における成果目標】 P19 次の項目及び目標を追加した方が良いのではないか。 項目 各小学校の特別支援学級数 目標 各1クラス追加</p>	<p>小学校の特別支援学級の学級数は、県が定める学級編制基準に基づいて決定するため、三条市が独自に決めることのできないものと考えています。</p>
17	<p>【第3章 2 計画期間における成果目標】 P19 次の項目及び目標を追加した方が良いのではないか。 項目 サポーターの支援強化と教育指導 目標 1人追加目標</p>	<p>特別支援サポーターによる児童生徒への支援が、三条市でも重要となっています。しかし、三条市が募集している特別支援サポーターの定員まで応募者数が達しないため、現在の募集以上の追加を検討できる状況に至っていないと考えています。</p>
18	<p>【第3章 3 サービス見込量と確保のための方策】 P27、P28 核家族化と子育ての孤立化及び育児と就労の両立の困難化という問題解決のために障がい福祉施策の一つに放課後児童クラブを位置づけてはどうか。</p>	<p>放課後児童クラブについては、障がいの有無に関わらず安心・安全に過ごせる居場所としての位置付けとなっております。 障がい児支援としては、障がい児の福祉サービスである放課後等デイサービス事業所での適切なサービス提供を図ってまいります。</p>